

ARTEPIA

Yasugi General Culture Hall

# 安来市総合文化ホール アルテピア

## 施設利用案内



## 目 次

---

施設利用の流れ .....	P 1
施設利用にあたって .....	P 5
施設利用許可の制限 .....	P 6
予約の変更・取消について .....	P 7
施設紹介 .....	P 8

# 施設利用の流れ

1

## 施設空き状況の確認・利用日の決定

- ・ 電話・ホームページで空き状況をご確認ください。

2

## 施設利用の申込み～仮予約

- ・ 窓口にて利用許可申請書をご提出ください。

3

## 施設利用料の支払い～予約の確定～

- ・ 利用料金につきましては窓口又は振込にて、支払期限までにお支払いください。利用料のお支払いにて予約の確定となります。
- ・ 後日「利用許可書」を郵送いたします。

4

## ホール打ち合わせ

- ・ 利用の詳細等をホールスタッフと打ち合わせください。

5

## 施設利用当日

- ・ 利用許可書をご提示ください。

6

## 追加料金の支払い

## 1

## 施設空き状況の確認、利用日の決定

■施設空き状況 電話・またはホームページでご確認ください。

施設空き状況は受付開始日の約2週間前にホームページにて公開します。

※県大会規模以上の催物につきましては13ヶ月前から受け付けますのでご相談ください。

安来市総合文化ホール ホームページ：<http://www.artepia.jp>

## 2

## 施設利用の申込み～仮予約

■利用の申込み 申請は窓口での受付のみで、申請書の先着順となります。

※電話・郵送・ファクス・メール等による申請はできません。

※利用許可申請書はホームページでもダウンロードできます。

窓口受付場所	窓口受付時間
安来市総合文化ホールアルテピア 総合案内	9:00～19:00

開館時間：9:00～22:00

休館日：○火曜日（祝日を除く。祝日の場合はその翌日）○12月29日～翌年1月3日

※施設・設備保守点検等で臨時休館することがあります。

■受付開始日 利用申込期間 ご利用する施設、利用内容・目的により、下記の通りとなります。

施設	利用目的	受付開始日(月の初日)～締切日
大ホール 小ホール	本番利用(準備等含む)	13ヶ月前～7日前
	練習利用	6ヶ月前～3日前
楽屋	ホールとともに利用	13ヶ月前～7日前
	単独で部屋を利用(会議等)	1ヶ月前～3日前
展示室 会議室 練習室	ホールとともに利用	13ヶ月前～7日前
	単独で部屋を利用(展示・会議・練習等)	12ヶ月前～3日前
芝生広場 など※	ホールとともに利用	13ヶ月前～7日前
	単独で利用	12ヶ月前～3日前
市民 ギャラリー (無料)	安来市民・市民団体の利用	12ヶ月前～3日前
	上記以外	6ヶ月前～3日前

(例) 9月23日に小ホールで音楽会を開催する場合⇒

9月23日の13カ月前は、前年の8月23日となりますが、受付は8月1日(その月の初日)から可能となります。

※芝生広場は芝の養生のため、2018年3月末までではご利用いただけません。

- **予約方法** 受付開始日に「抽選会」を行います。  
 利用希望日が重複した場合は、抽選で決定いたします。  
 抽選に参加された方のみ優先で予約を受け付けます。

受付開始日	スケジュール
<b>毎月1日</b> *1日が休館日の場合、翌開館日 (1月は4日)	9:00～ 抽選会受付開始 9:30 <b>受付締切(締切以降は抽選会参加不可)</b> 9:30～ 抽選会開始
	13:00～ 窓口での一般利用受付開始

- ・ 抽選会には必ず利用する団体の代表者か会場責任者の方が、直接窓口にお越しください。
- ・ 抽選は、1団体・1公演厳守で行います。代表者1名でお申し込みください。
- ・ 利用日の連続しない2件目の申請につきましては抽選会終了後の受付となります。
- ・ 抽選会当日は、施設予約の手続きに時間がかかる場合がございますので余裕をもってご来館ください。
- ・ 月をまたいで翌月まで連続で利用される場合、翌月分もまとめて申請いただけます。
- ・ 受付開始日(1日)13:00以降は随時、申込みを受け付けます。

■ **利用時間区分**

施設区分	時間													
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
大ホール	午前 9:00～12:00			午後 13:00～17:00					夜間 18:00～22:00					
小ホール	午前・午後 9:00～17:00													
展示室								午後・夜間 13:00～22:00						
会議室	全日 9:00～22:00													
練習室														
楽屋														
芝生広場など	1時間単位													

■ **連続使用日数の制限** ※休館日を含まない

- 大ホール、楽屋 … 5日間
- 小ホール、展示室、会議室及び練習室 … 5日間 ※展示目的として利用するときは14日間
- 市民ギャラリー(無料) … 14日間

■ **注意事項**

- ・ 仮予約した施設は申し込み団体しか使用できません。(他の団体等への譲渡はできません。)
- ・ 1団体・1公演が守られていない場合、他の団体等への譲渡が発覚した場合は、予約が無効となりますのでご注意ください。
- ・ 同時にお申込みされる施設数への制限はありません。

### 3

## 施設利用料の支払い ～予約の確定～

### ■仮予約期間 請求書発行から14日以内

利用申請後、請求書を発行いたしますので14日以内に窓口または指定の金融機関で利用料金をお支払いください。  
※仮予約期間内に利用料金のお支払いがなかった場合、予約は無効となります。

### ■予約の確定 仮予約期間内に施設利用料金をお支払いいただき、『予約の確定』となります。

※予約の変更・取消についての詳細は、7ページをご確認ください。

### ■利用許可書の発行 利用料金お支払い後に、利用許可書を発行いたします。

利用許可書は、利用当日ならびに変更・取消等の際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

### 4

## ホール打ち合わせ

### ■事前打ち合わせ（大ホール・小ホール・展示室利用者対象）

- ①催事を円滑に進めるため、ホールスタッフと事前打ち合わせをお願いいたします。
- ②打合せ日時につきましては、ホールより代表者にご連絡いたします。

主な打ち合わせ内容

- ・タイムスケジュールの確認（搬入・搬出・準備・リハーサル・公演内容・終演時間など）
- ・舞台・音響・照明などステージ備品について
- ・舞台技術者の増員、ピアノ調律について
- ・受付・スタッフ人員配置、ロビー周りの掲示物や看板
- ・物品の販売、撮影など

※主催者・出演者に関する資料、過去の公演プログラムなどがございましたらご持参ください。

### ■事前確認票の提出（会議室・練習室等利用者対象）

- ①搬入・搬出時間、催事スケジュール等について確認するための書面をご提出いただけます。
- ②利用の内容によっては、ホールスタッフと打ち合わせをさせていただくこともございます。

### 5

## 施設利用当日

### ■許可書の提示 利用許可書を窓口でご提示ください。

### 6

## 追加料金の支払い

### ■追加料金精算 追加料金につきましてはご利用日後に請求書を発行いたしますので、期限までに窓口または指定の金融機関にてお支払いください。

# 施設利用にあたって

## ■注意・禁止事項

- ・利用時間には、物品などの搬入、設営などの準備作業及び後片付けの時間を含みます。  
時間内に撤収及び原状復帰まで全てを終了させて、鍵を事務室へご返却ください。
- ・消防法上、施設の定員を超えてのご利用はできませんので、定員は必ず守ってください。
- ・当ホールの許可を受けずに寄附の募集、物品販売その他営業行為又は宣伝活動を行わないでください。
- ・所定の場所以外において火気を使用しないでください。
- ・当ホールの許可を受けずに建物その他の物件にくぎ付けし、又は貼紙し、その他汚損もしくは毀損するおそれのある行為をしないでください。
- ・当ホールの許可を受けた施設や備品以外のものを使用しないでください。
- ・当ホールの許可を受けて建物に看板又はこれに類するもの等を掲示する場合は、指定した場所及び期間とします。
- ・当ホールの許可を受けずに設備等を外に持ち出さないでください。
- ・所定の場所以外で喫煙もしくは飲食をしないでください。
- ・騒音を発生し暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす恐れのある行為をしないでください。
- ・所定以外の場所から出入りしないでください。

## ■関係官庁等への届出 利用の内容によっては、関係官庁等への届出が必要です。

内 容	関係機関		
	名 称	住 所	TEL
火気の使用申請等	安来市消防本部 予防課	安来市飯島町711-1	0854-22-0119
道路使用申請等	安来市役所 土木建設課	安来市伯太町東母里580	0854-23-3311
音楽使用の許可	日本音楽著作権協会 中国支部	広島市中区胡町4-21	082-249-6362
食品販売、臨時の利用申請等	松江保健所 総務課	松江市東津田町1741-3	0852-23-1313
物品販売申請等	安来市総合文化ホール	安来市飯島町70	0854-21-0101

## ■利用後の原状復帰のお願い

- ・椅子・机・ホワイトボード等を移動した場合は、ご利用後に元の位置にお戻しください。
- ・貸出備品は事務室にご返却ください。また、掲示した看板や持ち込んだ道具類は撤去してください。
- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・施設・設備等に損傷を与えた場合は、速やかに事務室にお申し出ください。  
(状態によっては原状復帰の費用をご負担いただく場合がございます。)

# 施設利用許可の制限

---

次のいずれかに該当する場合は、利用の許可をいたしません。

また、既に利用を承認している場合、あるいは利用中であっても利用を中止させていただくことがあります。

---

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設が利用を不相当であると認めるとき。
- (5) 利用の許可申請書の記載に偽りがあったとき。
- (6) 施設の利用規定、もしくはそれに基づく注意事項に従わないとき。
- (7) 関係官庁等から中止命令が出たとき。
- (8) 上記に掲げるもののほか、文化ホールの管理に支障があると認められるとき。



# 予約の変更・取消について

**変更について** 同一利用に限り、1回のみ変更が可能です。

※利用目的が異なる変更は不可（例：本番利用から練習利用等への変更は不可）

※変更に伴い利用料金に不足額が生じた場合、差額を頂戴いたします。

※利用施設を変更される場合は、ご相談ください。

超過料金が生じた場合の取り扱いは、変更を申し出た日に応じて、下表のとおりとなります。

変更申請日 施設の区分	当初利用日の 6ヶ月前まで	当初利用日の 3ヶ月前まで	当初利用日の 7日前まで	当初利用日の 3日未満
大ホール・小ホール 及びホールとともに利用する施設	差額の8割 返金	差額の5割 返金	返金不可	
展示室、会議室、練習室、楽屋 及びその他の施設	差額の8割 返金	差額の5割 返金		返金不可

(例)当初利用日が9月23日の場合 ⇒ 3月23日(6ヶ月前)までにお申し出いただくと差額の8割をお返しいたします。

## 【金額減の場合】

お支払い済の使用料	
差額	変更後の利用料
返金	

## 【金額増の場合】

	お支払い済の使用料
変更後の利用料	
お支払い	

## 取消について

既にお支払い頂いた利用料金の返金はできません。

ただし、次のいずれかに該当するときは、期日までにお申し出いただいた場合、その全部又は一部を返金することができます。

- (1) 天災等、利用者側に責のない理由で施設利用が出来なくなった場合
- (2) 当ホール側の判断で、文化ホールの管理上特に必要があるため許可を取り消した場合
- (3) 利用者が、利用開始の前日以下表に示す期日までに利用の中止を申し出た場合

施設の区分	取消申請日	6ヶ月前まで	3ヶ月前まで	7日前まで	3日未満
上記(1)～(2)に該当する場合		全額返金			
上記(3)に 該当する 場合	大ホール・小ホール 及びホールとともに利用する施設	8割返金	5割返金	返金なし	
	展示室、会議室、練習室、楽屋 及びその他の施設	8割返金	5割返金		返金なし

※期日後は、施設利用料金の返金できません。

※一度変更されてから取消をされる場合の取消申請期日は、変更前の利用日を基準とします。

# 施設紹介

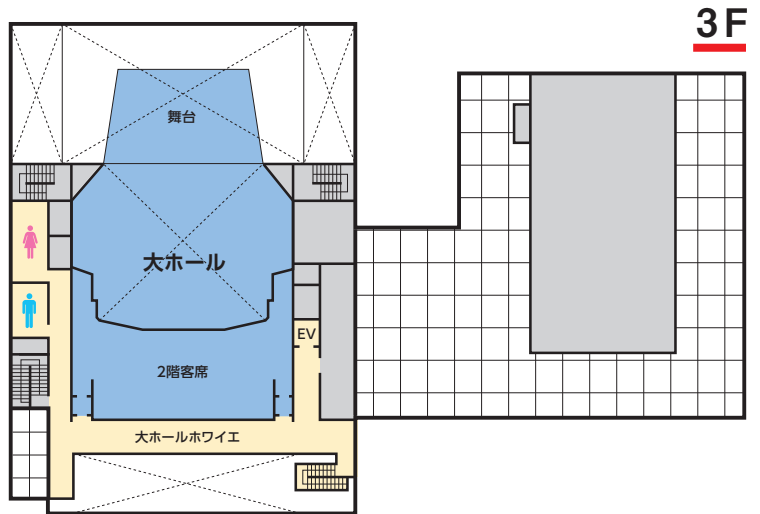
## ■大ホール



プロセニウム形式の舞台を持つ多目的多機能ホールであり、音楽を主目的としたホールです。

収容人員:1,008人

1階:735席、2階:253席、多目的室:20席



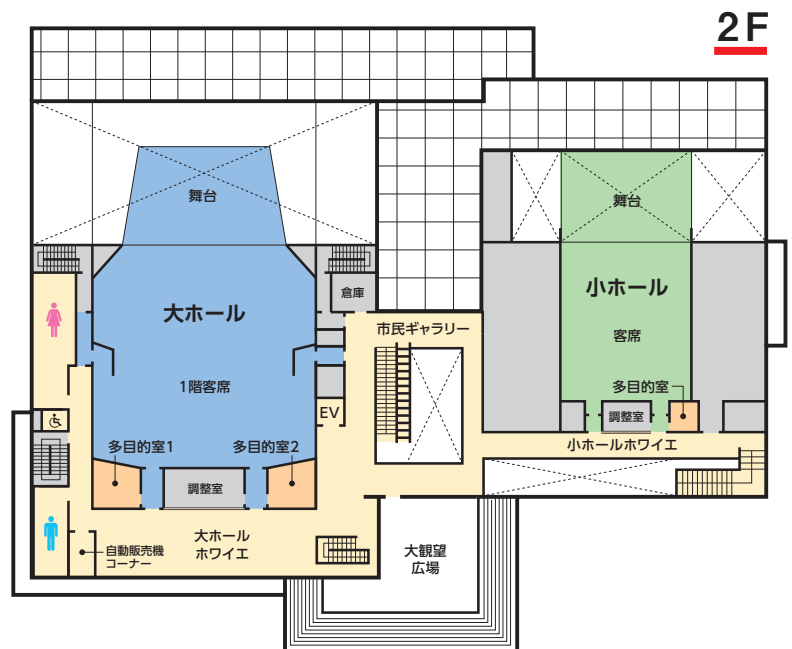
## ■小ホール



音楽を主目的とした多機能ホールです。市民ユースの使いやすいホールでホテルのバンケットのようなパーティー・宴会等を催すことができるように平土間形式にも対応しています。

収容人員:300人 平土間仕様:約338㎡

移動席:225席、可動席:71席、多目的室:4席



## ■展示室

面積:82㎡ 収容人員:30人

## ■会議室①

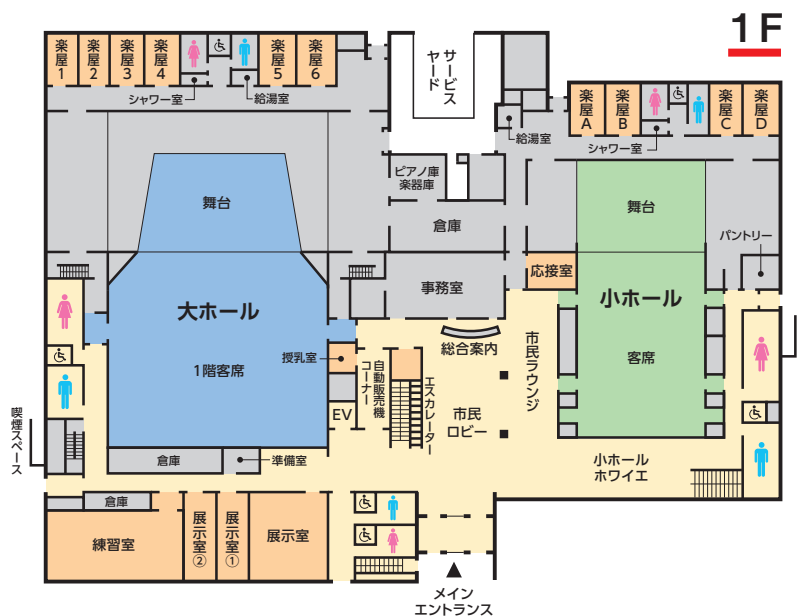
面積:34㎡ 収容人員:18人

## ■会議室②

面積:36㎡ 収容人員:18人

## ■練習室

面積:102㎡ 収容人員:42人



※収容人員は、ロ字型で会議を想定した人員数です。

※展示室・会議室①・②は繋げて1部屋としてもご利用可能です。



## 名前の由来

「アルテ」は芸術を表すスペイン語とイタリア語のアルテ (arte)。「ピア」は理想郷を表す (utopia) のピアを意味しています。安来市の文化・芸術の拠点となる施設であり、多くの人々に親しまれる素晴らしい施設となるようにとの願いが込められています。

市民の皆様が質の高い芸術文化を楽しむことができ、様々な活動を通じて心豊かな生活を送り、大勢の方に訪れていただける文化芸術活動の『Exchange Fun Base』(楽しめる交流拠点)を目指します。

## ロゴの意味

安来には日本遺産として認定された、たたら製鉄から安来節、生態系豊かな中海、世界一の日本庭園、厄払いとして有名な重要文化財清水寺など後世に伝えていくべき大切な文化、シンボルがたくさんあります。アルテピアが、それら守るべきものや、これから作る文化、芸術の発展をもたらす光として発信していけるよう、火をモチーフにしたデザインになっています。

たたら、お寺など日本的文化から市松模様で形づくり、その一つ一つの大きさを変えることで、常に変化し続ける発展の揺らめきを表現します。また、その揺らめきは中海に映る朝日と夕日を表し、豊かな環境と、永続性を表現します。

常に変化し続ける芸術。

守り、発展し続ける文化。

それらを絶やすことなく、地域の人々、企業、行政が組み合わせり、一体となった「アルテピアの火」がいつまでも照らし続けます。



## お問い合わせ

# 安来市総合文化ホール アルテピア

〒692-0014 島根県安来市飯島町70番地

TEL : 0854-21-0101 FAX : 0854-21-0250

Eメール : arte@artepia.jp HP : <http://www.artepia.jp>

開館時間 : 9:00～22:00 ただし、ご利用のお申し込みは9:00～19:00です。

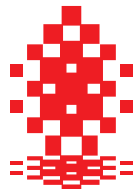
休館日 : ○火曜日 (祝日を除く。祝日の場合はその翌日)

○12月29日～翌年1月3日

※施設・設備保守点検等で臨時休館することがあります。



最寄り交通機関 : JR安来駅からイエローバスで10分



ARTEPIA

Yasugi General Culture Hall